

飯島町耐震改修促進計画

平成20年3月
令和3年11月（一部改定）

飯 島 町

目 次

はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 本計画の位置づけと他の町計画との関係・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・ 7
- 2 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 耐震改修等の目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 公共建築物の耐震化の目標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 5 耐震診断結果の公表等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針・・・・・・・・ 22
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・ 23
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・ 24
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・ 25
- 5 沿道建築物耐震化促進路線の指定に伴う耐震化の促進・・ 26
- 6 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策・・ 26

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 災害ハザードマップの作成及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催・・ 27
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 5 自主防災会等との連携策及び取組み支援策について・・ 28
- 6 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 7 各種認定制度による耐震化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 1 法による指導等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施・・・・・・・・・・・・ 31

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要・・ 32
- 2 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

別表1及び2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

別添 飯島町耐震改修促進計画（平成32年度）事後評価・・・・・・・・ 35

はじめに

1 計画の目的

飯島町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、町内の既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

2 本計画の位置づけと他の町計画との関係

本計画は、平成25年11月25日に改正された、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）第6条の第1項の規定により策定するものです。また、本町における他の計画（飯島町地域防災計画や飯島町第6次総合計画基本計画等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。（図ー1）

(1) 「飯島町地域防災計画」

飯島町地域防災計画の震災対策編において、第2章 災害予防計画 第1節 想定される地震の適切な設定と基本的考え方の中で、建築物等の耐震化について定められています。

主な取組みは

ア 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど計画的かつ効果的な実施に努める。

イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を図る。

こととされています。

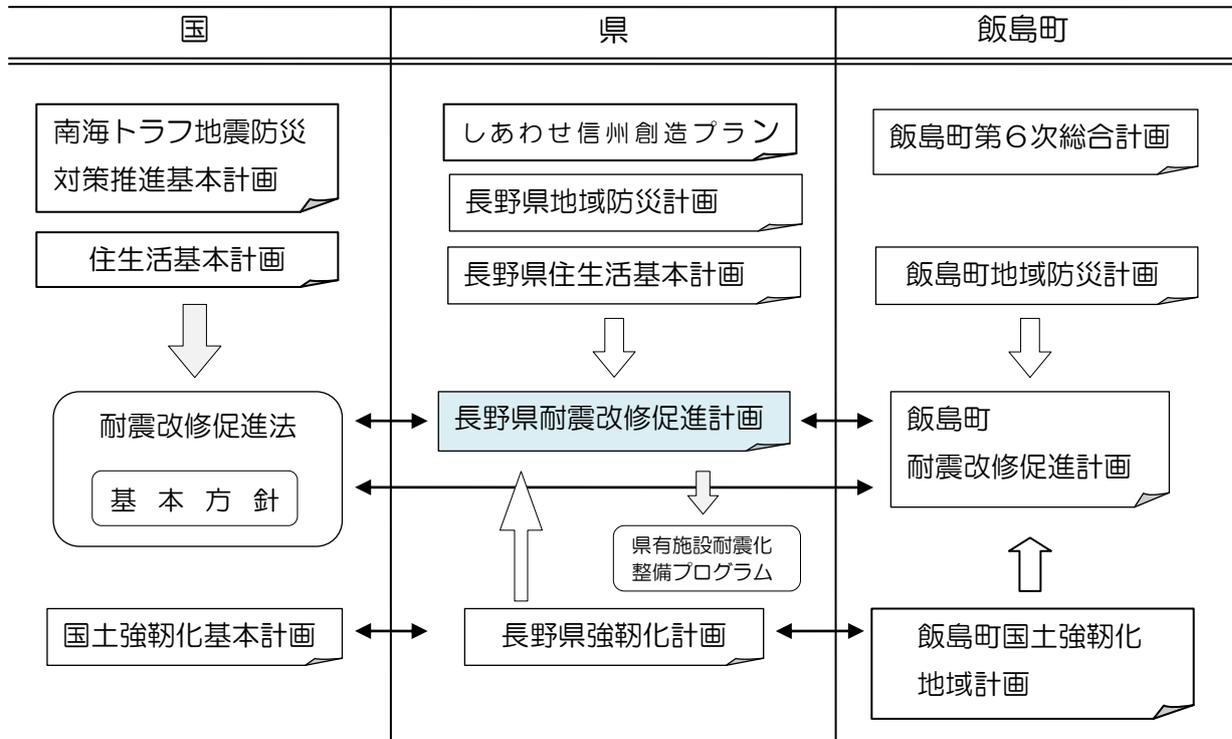
(2) 「飯島町第6次総合計画」

「飯島町第6次総合計画」において、分野別基本施策第6節「暮らしを支える強靱で快適なライフラインの創造」の中で、住宅の耐震診断・耐震改修の促進、若しくは建替えの推奨とされています。

(3) 「飯島町国土強靱化地域計画」

令和2年度に改定された飯島町国土強靱化計画において、第4章 対応方策の中で、建築物等の耐震化を進めることとされています。

主な対応策は
 ア 耐震診断や耐震改修のための技術的な指導等
 イ 耐震診断や耐震改修のための支援措置
 ウ 一般建築物及び公共建築物の耐震診断及び耐震改修、老朽施設の整備



(図-1) 長野県耐震改修促進計画の位置づけ

3 計画期間等

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とし、前計画（平成28年3月一部変更）を継承しつつ、目標値の設定や耐震化へ向けた取組みを行います。

4 耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況となっています。

平成16年10月には新潟県中越地震、平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、そして平成19年7月には再び新潟県中越沖地震が発生し、多大な被害をもたらしており、大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっています。

また、東海地震、東南海・南海地震等について、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。

平成23年3月には未曾有の被害をもたらした東北地方太平洋沖地震と長野県北部

の地震が、6月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成26年11月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、長野県内でも大地震が発生しています。また、近年も平成28年4月の熊本地震、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生しました。

本町においては、発生率が最も高いとされている想定東海地震について震度6弱となっており、大規模地震対策特別措置法の制定を受け、昭和54年に地震防災対策強化地域に指定されています。

(2) 大地震時の死因の約9割は建物の倒壊によるものです。

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊等によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

この教訓を踏まえ、地震による人的・経済的被害を少なくするため、建築物の耐震化を図ることが有効であり、重要となります。

国においても中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、建築物の耐震改修については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊棟数を概ね5割、被害想定から半減させることを目標としており、これらの課題や目標の達成のためには、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震に関する関係法令の改正について

ア 平成18年1月26日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。この改正により、

(ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

(イ) 建築物に関する指導等の強化として、

a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施

b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加

c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表

d 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

イ 平成25年11月25日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割にする目標（「地震防災戦略」）（中央防災会議決定（H17））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であることと並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大

な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。この改正により

- (ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成27年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
- (イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表 などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

ウ 平成31年1月1日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、令第4条の通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）及び本計画においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住宅

- ア 戸建ての住宅
- イ 長屋建て住宅、共同（建て）住宅

(2) 特定既存耐震不適格建築物

- ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表－1参照、以下「多数の者が利用する建築物」という。）
- イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物
- ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして県耐震改修促進計画に記載された道路に敷地が接する建築物（以下「緊急輸送道路等沿道建築物」という。）

(3) 要安全確認計画記載建築物

(4) 要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表－2）

- ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物
- イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物
- ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

(5) 公共建築物

町の、公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画においては、上記(1)、(2)ア及び(5)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウ、(3)並びに(4)に関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生が想定される地震が報告されています（表1-1、図1-1）。

また、地震調査研究推進本部（※1）によると、糸魚川-静岡構造線は30年以内の地震発生確率が最も高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています（表1-2）。

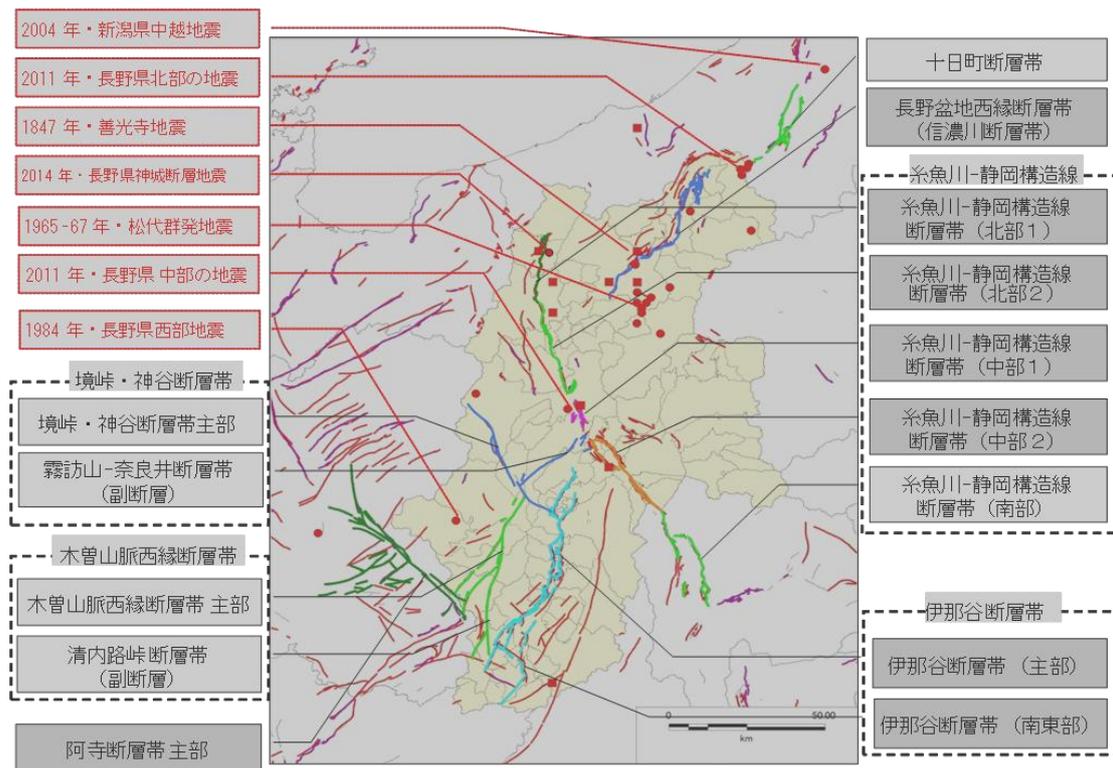
（表1-1）想定地震等の概要

種類	地震名		参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		飯島町の最 大予測震度	備考
					M _j	M _w		
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会 (2009)	58	7.8	7.1	4	4ケース
	糸魚川-静岡構造線 断層帯の地震	全体	文部科学省	150	8.5	7.64	5強	構造探査 ベースモ デル
		北側	研究開発局	84	8.0	7.14	4	
		南側	ほか(2010)	66	7.9	7.23	5強	
	伊那谷断層帯 (主部)の地震		地震調査委員会 (2009)	79	8.0	7.3	7	4ケース
	阿寺断層帯 (主部南部)の地震		地震調査委員会 (2009)	60	7.8	7.2	5強	2ケース
	木曾山脈西縁断層帯 (主部北部)の地震		地震調査委員会 (2009)	40	7.5	6.9	6強	2ケース
	境峠・神谷断層帯 (主部)の地震		地震調査委員会 (2009)	47	7.6	7.0	5強	4ケース
海溝型 地震	想定東海地震		中央防災会議 (2001)	-	8.0	8.0	6弱	1ケース
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)	-	9.0	9.0	6弱	1ケース
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)	-	9.0	9.0	6弱	1ケース

(注) 気象庁マグニチュード (M_j) とモーメントマグニチュード (M_w) について

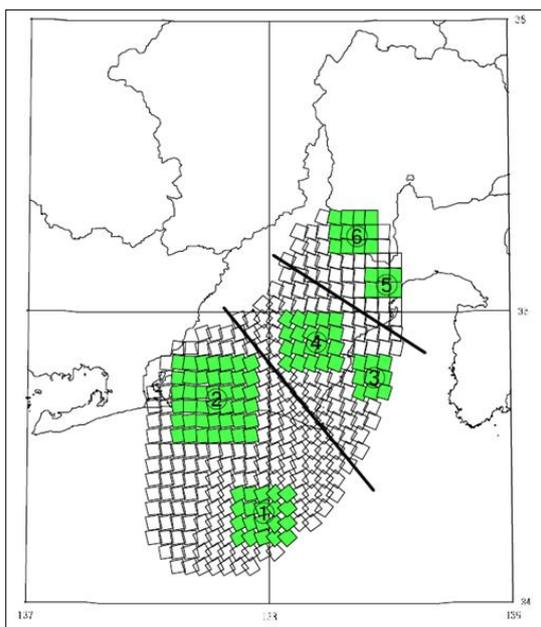
断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード (M_j) を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード (M_w) を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード (M_w) を求めている。M₄~M₈の海溝型地震ではM_w=M_jであることから、これを外挿してM_jを求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長(文部科学大臣)と本部員(関係府省の事務次官等)から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。

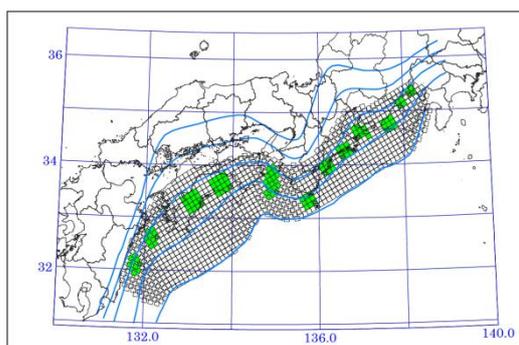
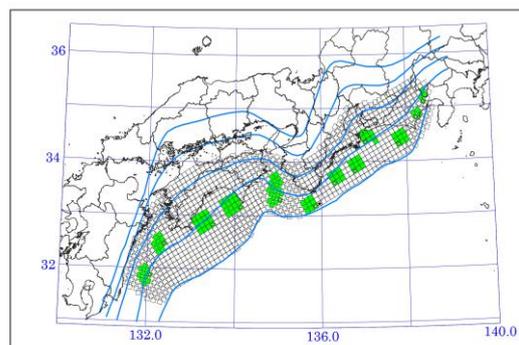


■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図 1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典：第 3 次長野県地震被害想定調査報告書)



(図1-2) 想定東海地震の断層モデル
中央防災会議(2001)



(図 1-3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル

(表1-2) 発生が予想される地震に係る見解等

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型(活断層型)地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体)長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側)長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側)諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曾地域南部を中心に発生する。
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%~13% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 70%~80% (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース)飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース)飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

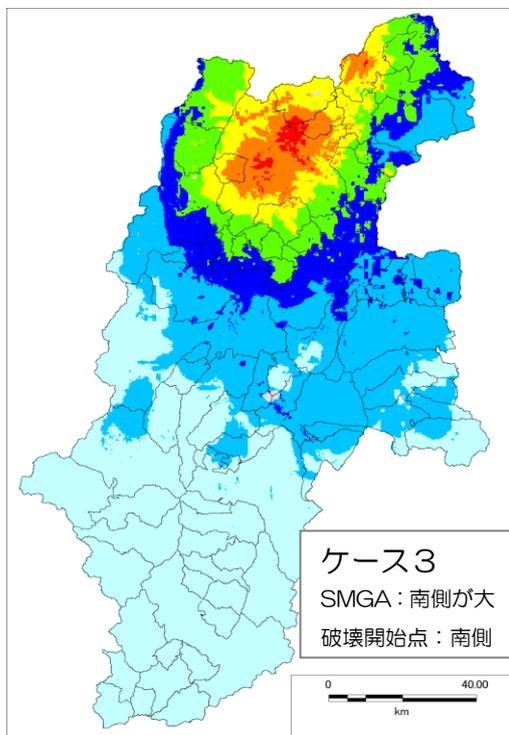
※2 R3.1 地震調査研究推進本部による。

※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

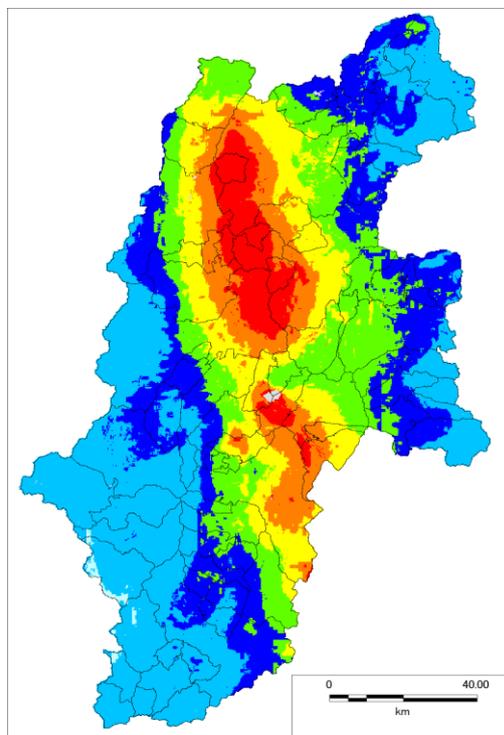
※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図1-4～1-3のとおりとなります。

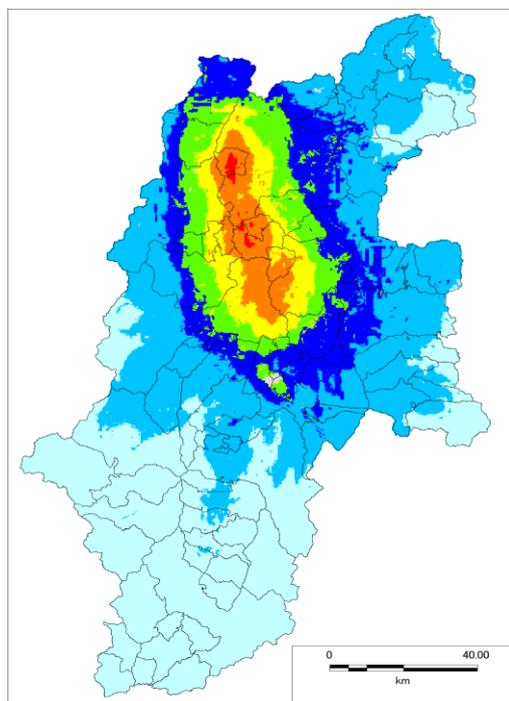
(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5 建築物被害ケースが最大のケースを示す）



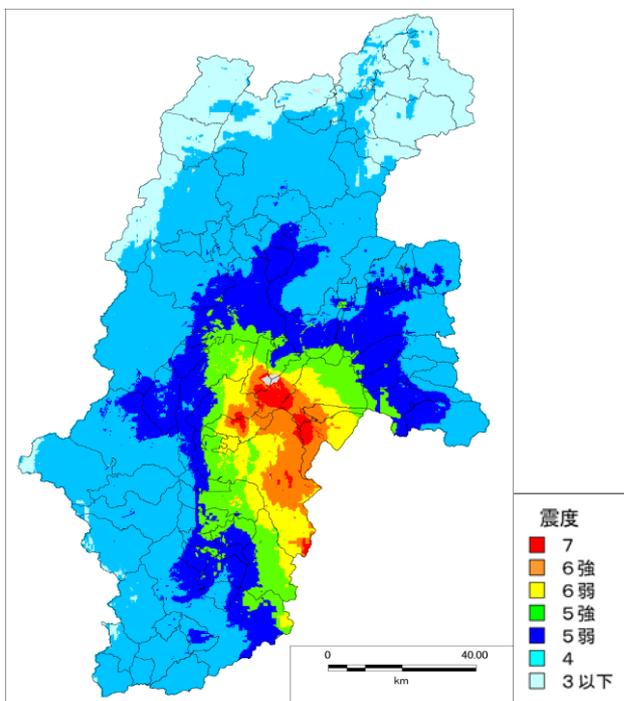
(図1-4) 長野盆地西縁断層帯の地震 (Mj7.8) の地表震度分布



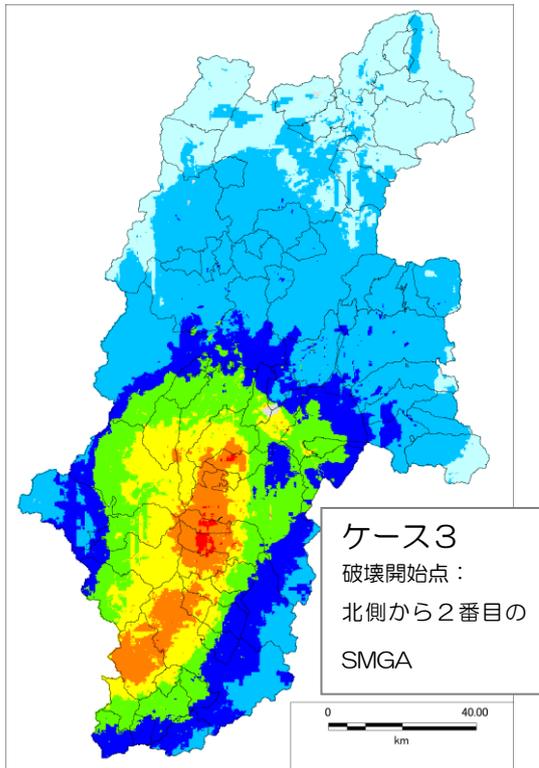
(図1-5) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (全体: Mj8.5)



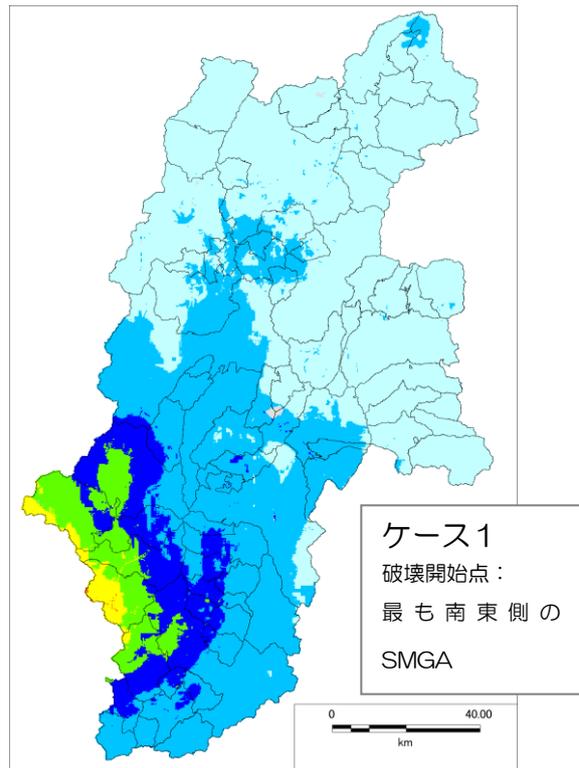
(図1-6) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (北側: Mj8.0)



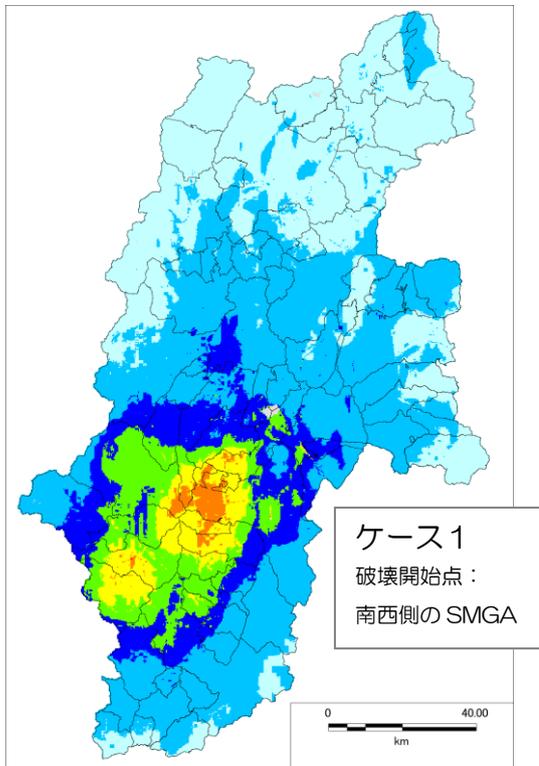
(図1-7) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (南側: Mi7.9)



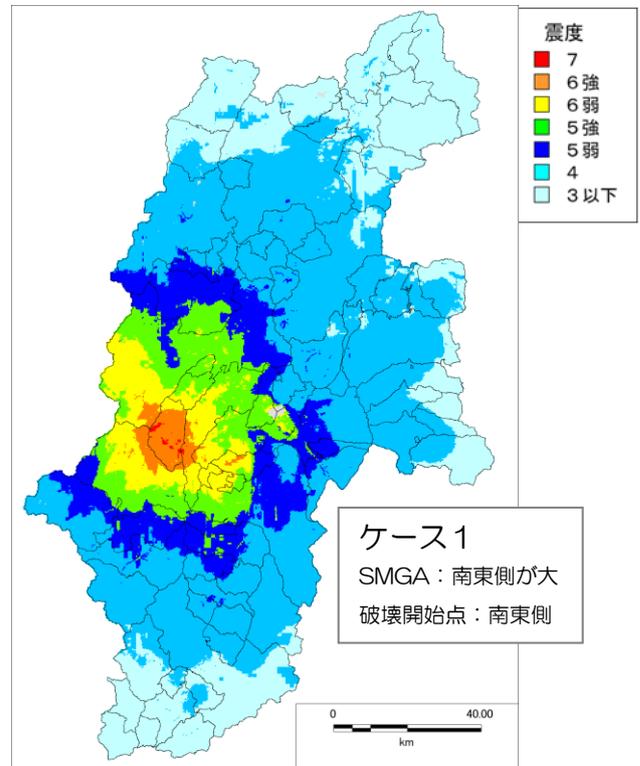
(図1-8) 伊那谷断層帯(主部)の地震(Mj8.0)の地表震度分布



(図1-9) 阿寺断層帯(主部南部)の地震(Mj7.8)の地表震度分布



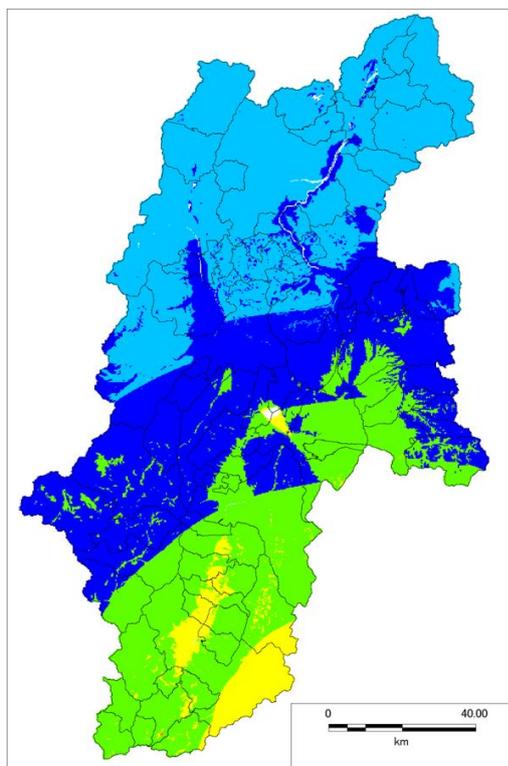
(図1-10) 木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度分布



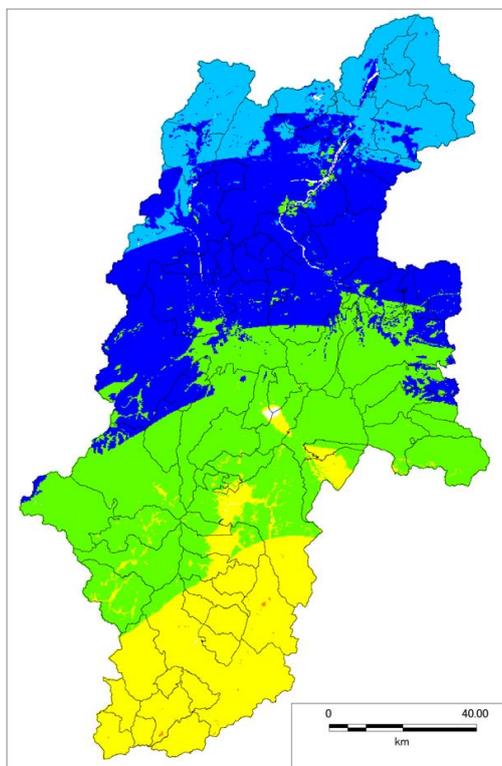
(図1-11) 境峠・神谷断層帯(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分布

(2) 海溝型地震における地表震度分布※6

※6 経験的手法のみを掲載



(図1-12) 経験的手法(距離減衰式)による想定東海地震の地表震度分布



(図1-13) 経験的手法(距離減衰式)による南海トラフの巨大地震の地表震度分布



(出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書)

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震、東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表-2及び3のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表-2) 被害想定 (建築物被害)

(単位:棟)

種類	地震名		地震ケース等			建築物被害	
						全壊・焼失	半壊
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		ケース3	冬18時	強風時	0	0
	糸魚川-静岡構造線断層帯 の地震	全体	-	冬18時	強風時	*	20
		北側	-	冬18時	強風時	0	0
		南側	-	冬18時	強風時	*	40
	伊那谷断層帯(主部)の地震		ケース3	冬18時	強風時	860	1690
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	20	270
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	*	*
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	*	*	
海溝型 地震	想定東海地震		-	冬18時	強風時	2	77
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		-	冬18時	強風時	*	110
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		-	冬18時	強風時	30	400

*わずか

※ 建築物被害ケースが最大となるケース示す。

※ 東海地震についてはH14.3 長野県地震対策基礎調査報告書より記載

(表-3) 被害想定 (人的被害)

(単位:人)

種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち重傷者数	避難者数
内陸型(活断層型)地震	長野盆地西縁断層帯の地震		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	* (*)	10 (10)	* (*)	50
		北側	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
		南側	* (*)	10 (*)	* (*)	100
	伊那谷断層帯(主部)の地震		40 (*)	460 (30)	260 (10)	1,510
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		* (*)	10 (10)	* (*)	*
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		* (*)	50 (*)	30 (*)	310
	境峠・神谷断層帯(主部)の地震		* (*)	10 (10)	* (*)	10
海溝型地震	想定東海地震		0	47	2	79
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		* (*)	20 (*)	10 (*)	220
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		* (*)	70 (10)	40 (*)	2,230

*わずか

※ 建築物被害ケースが最大となるケースを示す。

※ 観光客を考慮した場合。

※ 東海地震についてはH14.3 長野県地震対策基礎調査報告書より記載

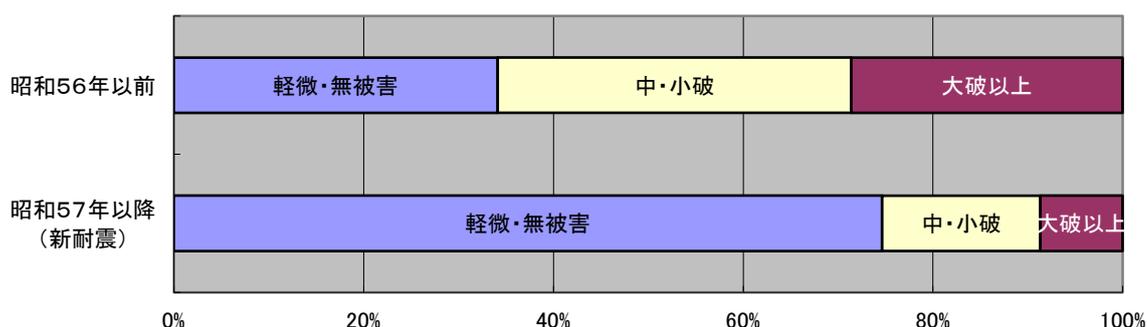
()内は建築物倒壊による死者数等。

2 耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和56年6月1日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和57年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約1/4であったのに対し、昭和56年以前に建築したものでは約2/3に達しています）。

《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》



(出典：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の中間報告)

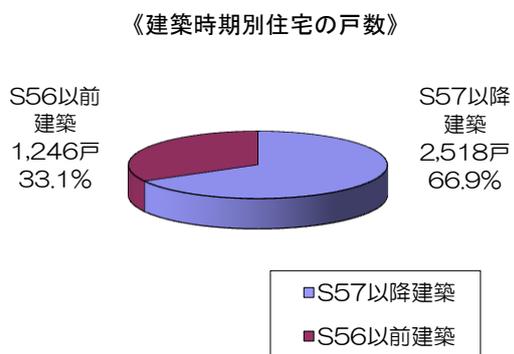
(2) 建築時期別の住宅の状況等

令和3年1月現在、町内の住宅総数は、3,764戸であり、昭和56年以前に建築された住宅は、1,246戸で全体の33.1%を占めています。

(表-4)

(表-4) 建築時期別住宅戸数

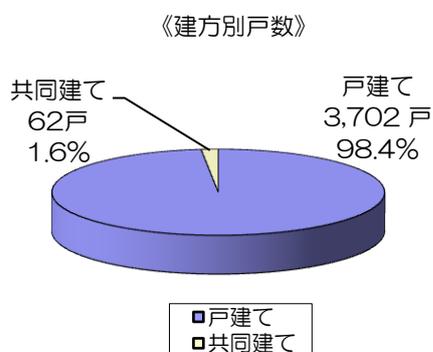
(単位：戸)



住宅総数	R3
	3,764
うち昭和56年以前建築	1,246 (33.1%)
母屋	1,091
増築	155
うち昭和57年以降建築	2,518 (66.9%)
母屋	1,772
増築	746

町内の住宅を建方別にみると、全体の約 98.4% を占める戸建ての 3 割が昭和 56 年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は 33.7% を占めています。

一方、共同建ては住宅総数の約 1.6% を占めていますが、昭和 56 年以前に建築された住宅はありません。(表-5)



(表-5) 建方別建築時期別住宅数

(単位：戸)

	住宅数		うち昭和 56 年以前建築戸数	住宅数に対する割合
	住宅数	構成比		
戸建て	3,702	98.4%	1,246	33.7%
共同建て	62	1.6%	0	0%
計	3,764	100%	1,246	33.7%

出典：固定資産台帳

また、町では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成 17 年度から、住まいの安全「とうかい」防止対策事業、引続き平成 19 年度からは、住宅・建築物耐震改修促進事業を実施してきました。

診断を実施した住宅は 530 戸で、そのうち 15 戸で耐震改修を行っています。

(表-6)

(表-6) 耐震診断・改修の実績

(単位：戸)

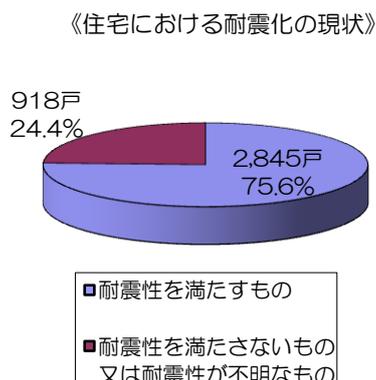
耐震診断	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
簡易診断	412	2	3	2	0	2	0	0	1	0	0
精密診断	62	9	3	5	0	0	0	0	1	1	3
耐震改修	0	1	5	3	0	0	0	1	0	0	0

耐震診断	H28	H29	H30	R元	R2	合計
簡易診断	0	0	0	0	0	422
精密診断	5	10	5	1	3	108
耐震改修	0	0	3	1	1	15

(3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和 57 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 56 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 2, 846 戸となり、町内における住宅の耐震化率は、現状で 75.6% と推計されます。(表一七)

(表一七) 住宅における耐震化率の現状 (単位: 戸)



住宅総数 (a)	3, 764
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	2, 846
耐震化率 (c=b/a)	75.6%
昭和 57 年以降に建てられたもの (d)	2, 518
昭和 56 年以前に建てられたもの (e)	1, 246
既に耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	313
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	15
耐震性がないもの又は耐震性がないと推測されるもの (h)	918

出典：固定資産台帳

(4) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

町内に、多数の者が利用する建築物は 8 棟あります。このうち昭和 56 年以前に建築されたものは飯島体育館 1 棟です。これは平成 22 年に耐震改修が済んでいますので、すべてが耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する建築物の耐震化率は、100% となります。

(5) 緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化の現状

法第 5 条第 3 項第 3 号の規定により県計画で定める道路に敷地が接する昭和 56 年以前に建築された緊急輸送道路等沿道建築物は 11 棟あります。これらは、平成 18 年の法改正前は耐震改修促進法において努力義務が課せられていなかったこと等から、耐震診断が進んでおらず、耐震性が確認されていない建築物が多く存在しています。(表一八)

(表一八)

	総延長 (km)	左記の内、DID地区 内の延長 (km)	緊急輸送道路等 沿道建築物 (棟)
長野県地域防災計画に 定める緊急輸送路	7.8	0	11

注) 棟数については正確な高さ等の測量により、変わる可能性があります。

3 耐震改修等の目標の設定

(1) 建替等に伴う更新による耐震化率の推計

今後の5年間に於いても、建築物の老朽化等に伴う建替えや除却または人口減少による住宅総数の減少により、耐震性を満たさない建築物が減ると予想するため、建築物全体における耐震化率は向上します(以下「建替等に伴う更新」という)。

これまでの建替え等の動向を踏まえ、これまでと同じペースで建替え等が推移するとした場合の令和7年時点における住宅の耐震化率を推計します。(表一九)

(表一九) 建替等に伴う更新による令和7年における住宅の耐震化率の推計 (単位: 戸)

	平成26年	令和3年	令和7年
住宅の総数 (a)	3,991	3,764	3,670
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	2,734	2,846	2,961
耐震化率 (c=b/a)	68.5%	75.6%	80.7%
昭和57年以降に建てられたもの (d)	2,013	2,518	2,693
昭和56年以前に建てられたもの (e)	1,978	1,246	977
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの(耐震改修済み建築物含) (f)	647	313	248
耐震改修を実施したことにより耐震性を有するもの (g)	10	15	20
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (h)	1,321	918	709

出典: 固定資産台帳から推計

(2) 耐震化率の目標の設定

国の基本方針において、「住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和2年までに少なくとも95%にするとともに、令和7年度までに、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する」ことを目標としていますが、県計画の耐震化率の目標並びに本町において想定される地震の規模、被害の状況及び現状の耐震化率を踏まえ、町内の地震被害想定を半減化を目指して、令和7年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

ア 住宅については、耐震化率の目標を92%とします。

目標の達成に向けては、今後5年間で建替等に伴う更新による実施数に加え、町民に対する周知や施策の推進により、住宅にあっては415戸の耐震改修が必要になります。(表-10)

(表-10) 令和7年における住宅の耐震化率の目標

	住 宅
令和3年における住宅総数 (a)	3,764
耐震性を満たすもの (b)	2,846
耐震化率 (c=b/a)	75.6%
令和7年における住宅総数の推計値 (d)	3,670
建替え等がこのままの状況で推移した場合、令和7年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの (建替等に伴う更新による) (e)	2,961
建替等に伴う更新による令和7年における耐震化率 (f=e/d)	80.7%
目標(92%)を達成するために令和7時点で耐震性を満たす必要がある戸数 (g)	3,376
令和7年までに耐震改修が必要な戸数 (h=g-e)	415
令和7年における耐震化率の目標 (i=g/d)	92.0%

4 公共建築物の耐震化の目標等

公共建築物は、災害時に、①庁舎は被害情報の収集や災害対策指示が行われ、②学校・保育園は避難場所等として活用され、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から耐震化を進める必要があります。

公共建築物のうち町有施設（以下「町有施設」という。）にあつては、以下の考え方に沿って耐震化を推進します。また、避難時の自治会指定場所（自治会集会所等）については、地域と連携を取りながら、町有施設に準じて耐震化を推進します。

(1) 町有施設の耐震化の基本方針

町有施設については、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する建築物（以下「災害拠点施設等」という。）に関し、重点的に耐震化を進めることとします。

(2) 町有施設の耐震化の現状と目標

現在、町有施設のうち災害拠点施設等は20棟あり、昭和56年以前に建てられた1棟は、立替えを行い耐震化が完了しています。

町有施設の令和3年における耐震化率は、災害拠点施設等において100%となります。（表-11）

（表-11）町有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状及び目標

（単位：棟）

建築物の分類	本庁舎、	小中学校、 体育館	社会福祉 施設等	左記以外の 用途	合 計
総棟数 (a=d+e)	1	7	5	7	20
耐震性があると判断される もの (b=d+f)	1	7	5	7	20
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	100%	100%	100%
昭和57年以降に建築され た棟数 (d)	1	4	5	6	16
昭和56年以前に建築され た棟数 (e)	0	3	0	1	4
耐震性を有するもの又は 有すると推測される もの (f)	0	3	0	1	4
耐震化が必要なもの (g) ※	0	0	0	0	0
令和3年における耐震化率	100%				

(3) 公営住宅（町営住宅）の耐震化の現状及び目標

町有施設のうち町営住宅は、7団地、159戸、33棟を管理しています。（令和3年4月1日現在）このうち5団地が昭和56年以前に建築されたもので、計画に沿って耐震診断、耐震補強を優先的に行いました。（表-12）。

平成26年度までに耐震化が完了し、町営住宅全体の耐震化率は、100%となりました。

（表-12）町営住宅の耐震化の現状と目標（単位：棟）

建築物の分類	低層
構造・規模等	平屋・2階建て
総棟数（a） （構成比）	33 （100%）
耐震性を満たしているもの（b）	33
耐震化率(c=b/a)	100%
昭和57年以降に建築された棟数（d）	0
昭和56年以前に建築された棟数 （e）	33
耐震性を有するもの（f）	33
未診断(g)	0
耐震化率	100%

5 耐震診断結果の公表等

町有施設にあっては、耐震化の状況を、別途町のホームページ等で公表することとします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

(1) 耐震化の推進のための役割分担

ア 住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）

現在、コスト問題のほか、後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。

住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険料の割引制度や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

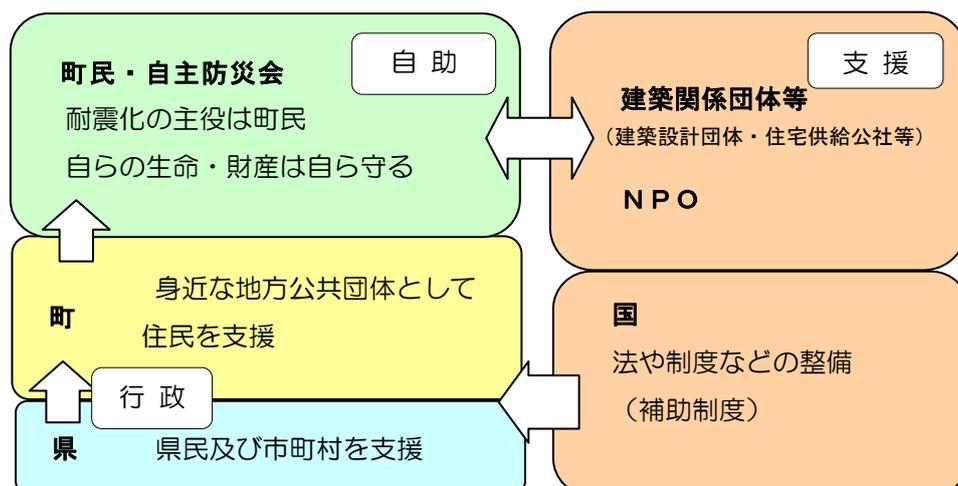
イ 関係団体等

建築関係団体や NPO にあっては、町民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

ウ 町

町は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。（図－2）

（図－2）耐震化を推進するための役割分担



2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 住宅に関する支援

ア 補助事業等の実施

町においては、木造住宅の耐震化を促進するため、平成17年度から、すまいの安全「とうかい」防止対策事業（平成19年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称）（補助事業）を実施してきました。町民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、今後も昭和56年以前の住宅について、耐震診断及び耐震改修に対し引き続き支援します（表-13）。平成19年度まで地震時、家具の転倒によりケガをしたり、逃げ遅れることがないように、地震被害軽減対策として家具の転倒防止器具の配布を行いました。また、平成30年度からは、木造住宅の内部に設置する耐震シェルター等についても設置費用の一部を補助しています。

また、建替への補助についても検討します。

（表-13）事業の概要

区 分	耐震診断	耐震改修（補強）	耐震シェルター等 （箱形の耐震装置、ベッド）
対象建築物	昭和56年以前の木造戸建て住宅		木造住宅
助成内容	市町村が耐震診断士の派遣に要する経費に助成	耐震改修（補強）工事に要する経費に助成	耐震シェルター等の購入費、運搬費、工事費等に助成
補 助 対象経費	6.4万円/戸	100万円/戸	対象経費の1/2 20万円上限
補 助 率	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/4	国 : 1/2 県 : 1/4 町 : 1/4	

イ アクションプログラムの策定

耐震化の必要性についての社会的意識の醸成及び更なる促進のため、「飯島町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（以下、「アクションプログラム」という。）を策定し、耐震診断を実施していない所有者等を対象に耐震化の啓発に取り組みます。

(ア)住宅の耐震診断について、耐震診断士の派遣を実施

(イ)住宅の耐震改修費等に対して一部補助を実施

(ウ)住宅所有者への直接的な働きかけ

(エ)耐震診断実施者へのフォローアップ

(オ)関係機関・団体との連携

(カ)町民への住宅耐震化の普及・啓発活動

ウ 安価な耐震改修工法等の普及

既存木造住宅の耐震改修を行いやすくするためには、低コストかつ簡易な工法などが求められており、「長野県建築物構造専門委員会」により評価された、新たな耐震補強器具（耐震金物）等に関しても町民に周知しながら、住宅の耐震化を進めます。

（表－１４）

（表－１４）

長野県建築物構造専門委員会で評価された耐震補強工法等(令和2.4.1現在)	(一財)日本建築防災協会による住宅等防災技術評価を受けている工法
	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口などの構造用合板補強工法
	その他の耐震補強工法等 3件

エ 建替え、住み替えの促進

耐震改修への誘導だけでなく、旧住宅の建替えや住替え等も耐震化対策に繋がります。旧耐震基準の住宅は約40年以上の築年数となっているため、住宅の状態、所有者の家族の状況や生活環境の変化等のニーズに応じて、耐震性のある既存住宅、高齢者向け住宅への住替えや健康・環境に配慮した住宅等への建替え施策等とも合わせて耐震化の促進を図っていきます。

(2) 特定既存耐震不適格建築物等に関する支援

住宅に加え、特定既存耐震不適格建築物及び緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化を促進するため、県と連携しながら、支援をしていきます。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。

また、耐震改修の実例集、耐震改修広報に関する資料等により、住民に対して情報提供を行います。

(1) 住民等が耐震改修等を行いやすい環境の整備

個人住宅にあっては、全世帯を対象にした啓発パンフレットの配布や広報紙の活用により、耐震化の必要性について周知を図ります。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

町では、耐震改修等に関する相談に対応するため、相談窓口を設けています。

また、住宅・建築物耐震改修促進事業及び大規模建築物等耐震改修緊急促進事業の実施に際し、県において耐震改修等に関する知識、技術を修得するための「耐震診断士養成講習会」

等を実施しており、受講修了者名簿に登録して耐震改修業務を行っており、登録簿の閲覧や紹介などを行っていきます。また、診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がけて実施します。(表-15)。

(表-15)

長野県木造住宅耐震診断士の登録数 (R2.3.31 現在)	2,538 名
-------------------------------	---------

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が倒れるとその下敷きになり死傷者が発生します。今後も建築物防災週間や学校の通学路点検、地震総合防災訓練などの機会を通じて、危険個所の点検・指導を進めます。

〔町が実施する計画〕

ア 落下物及びブロック塀等の安全対策について、普及、啓発を図るため広報活動を行う。

イ 構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について広報活動を行い、意識の啓発を図る。町において住民等に点検、補強等を促す対象物は次のとおりとする。

(ア) 道路標識、交通信号機

(イ) 枯れ死した街路樹、庭木等

(ウ) 電柱・街路灯

(エ) バス停の待合所や農業用の簡易小屋等

(オ) 看板、広告等

(カ) ブロック塀、石垣

(キ) ガラス窓

(ク) 自動販売機

(ケ) 煙突

〔住民等が実施する計画〕

ア 住民は外壁及びブロック塀の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。

イ 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じる。

(2) 宅地の耐震対策

宅地については、大規模な盛土造成地の地すべりや崩壊のおそれのある区域を特定し、住民に広く情報提供するとともに、宅地の耐震対策を周知・促進します。

(3) 地震発生時の対応

①指定避難所及び防災拠点施設の応急危険度判定等

震度5弱以上の地震が発生した場合、被災した建築物による2次災害の防止を図るため、一般社団法人長野県建築士会上伊那支部と締結した「災害時の応急危険度判定等の協力に関する協定書」に基づき、緊急点検又は応急危険度判定を実施します。

②被災建築物の応急危険度判定

地震により建築物が被災した場合、その後の余震等による倒壊や建築物の部分落下などから町民を守るため、被災状況の確認を行い、判定実施本部を設置し応急危険度判定を実施します。

5 沿道建築物耐震化促進路線の指定に伴う耐震化の促進

沿道建築物の耐震化については、沿道建築物耐震化促進路線指定後に実態調査等を実施し、耐震診断義務化路線の指定を行います。

耐震化促進の対象となる建築物の所有者に対して耐震診断及び耐震改修を実施するよう働きかけを行います。

6 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、今後も引き続き県と連携しながら耐震化を推進します。

また、当町は「糸魚川―静岡構造線」、「伊那谷断層帯」を震源とする地震が発生した場合には液状化現象により建物への影響があることが想定されています。従って工業用地や住宅団地の分譲等の大規模開発等に当たっては、地盤改良、施設の構造強化等の対策について助言・啓発等を行っていきます。

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

1 総合ハザードマップの作成及び公表

町においては地震も含めた災害に関する総合ハザードマップを全戸配布すると共に、ホームページ等で公表します。住宅や建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるようにします。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

町に設置されている相談窓口において、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家・標準契約書の紹介等の情報提供を行います。

また、チラシの配布や広報誌、パンフレット、ポスター、ホームページや新聞、テレビ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

住宅の耐震診断や耐震改修に対する補助事業、改修事例等を含めた各種パンフレットを作成・配布し、耐震化に関する啓発を行うのに伴い、町も自主防災会等への啓発に努めます。

また、県とともに自主防災会等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明するなど出前講座等を実施します（表－16）。

（表－16）これまでの県の出前講座の事例

実施先	概要
自主防災会 学校、自治会等	耐震化の必要性、地震防災対策、制度の説明等

4 リフォームにあわせた耐震改修の推進

住宅の内外装の改修やキッチンの更新、バリアフリー工事等リフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を推進します。

広報や民間事業者等の行う住宅関連フェアやリフォーム工事への補助制度等と併せて、住宅等の所有者に対して啓発を行います。

5 自主防災会等との連携策及び取り組み支援策について

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、町において啓発や必要な支援を行います。

具体的には、町の広報紙である「広報いいじま未来飛行」への特集記事の掲載や CATV の行政チャンネル「いいじま未来飛行」で特集番組を放映する等して随時住民への啓発を行っていきます。また、町の地域防災計画の見直しに併せて各世帯に配布してある「防災のしおり」を各区・自治会の自主防災会の防災訓練等で地震防災の学習用テキストとして活用していただきます。

6 耐震改修促進税制等の周知

個人が住宅の耐震改修を行った場合、当該改修に要した費用の10%相当額（上限25万円）を所得税額から控除することができ、固定資産税の税額を一定期間2分の1に減額（120㎡相当部分まで）できるなど、税制の特例措置が適用されています。（令和2年4月現在）こうした税制を有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。また、耐震改修をした、又はする中古住宅の取得に伴う税制特例も多いことから、あわせて周知を行います。

7 各種認定制度による耐震化の促進

平成25年の法改正により、建築物の耐震化を円滑に進めるための促進策が講じられました。これら制度を積極的に活用して、耐震化を促進します。

(1) 耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率の特例（法第17条）

法改正により、認定を受けることのできる耐震改修工法の拡大が図られるとともに、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、耐震改修計画の認定を受けることにより、容積率や建ぺい率の特例措置が認められ、建築物の円滑な耐震化を図ります。

(2) 建築物の地震に対する安全性の認定・表示制度（法第22条）

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物の所有者は、その建築物や広告等に認定を受けた旨を表示することができます。

この認定制度は建築物の所有者からの申請に基づく任意のものであるため、表示がされていないことをもって、建築物が耐震性を満たさないこととはならないことについて正しく周知するとともに、公共建築物については表示制度を積極的に活用し、制度の周知を図ります。

(3) 区分所有建築物の議決要件の緩和（法第25条）

耐震性が確保されていない区分所有建築物の管理者等は、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。

これにより、区分所有法による共用部分の変更決議要件が $3/4$ から $1/2$ に緩和されます。

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

1 法による指導等の実施

(1) 診断義務付け対象建築物に対する指導等の実施

ア 診断義務付け対象建築物である旨の周知

要安全確認計画記載建築物の所有者に対して、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁へ報告する義務のある建築物（以下「診断義務付け対象建築物」という。）となっている旨について、文書の送付による通知等により十分な周知を行うとともに、その確実な実施を図ります。

イ 期限までに耐震診断の結果を報告しない場合の指導等

診断義務付け対象建築物について、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別に文書の送付による通知等を行い、耐震診断結果の報告を促します。それでもなお報告しない場合は、所有者へ相当の期限を定めて耐震診断結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報やホームページ、各地方事務所等へ掲示することにより公表します。

ウ 耐震診断結果の公表

報告された耐震診断の結果の公表については、対象用途ごとに取りまとめた上で、ホームページ等により行うとともに、公表時期については耐震改修の実施の検討に要する期間を考慮して行います。

また、公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなどして、迅速に耐震改修等に取り組んだ所有者に配慮することとします。

エ 耐震改修の指導及び助言並びに指示等

報告された耐震診断の結果を踏まえ、改修に関する説明又は文書の送付により必要な指導・助言を行います。指導に従わない場合は、耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより指示を行います。また、正当な理由がなく、指示に従わない場合は、その旨を公報やホームページ、各地方事務所等へ掲示することにより公表します。

(2) 耐震診断義務付け対象建築物以外の建築物に対する指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、また、その他の建築物（一定の既存耐震不適格建築物）の所有者には必要に応じて、法に基づく指導及び助言を行うものとしします。（表4-1）

- ア 指導及び助言は、耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付により行います。
- イ 指示は、耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより行います。
- ウ 公表は、公報やホームページ、各地方事務所等へ掲示することにより行います。

(表4-1)

区分	努力義務	指導及び助言	指示	公表
法	特定既存耐震不適格建築物 (法第14条、法15条第1項)	特定既存耐震不適格建築物 (法15条第2項)	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合	
	一定の既存耐震不適格建築物 (法第16条第1項、第2項)	—	—	—

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

- (1) 法第12条第3項又は法第15条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項による命令を行います。
- (2) 損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行います。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画を実施するにあたり、今後、関係団体等との協議会の設置について検討します。

2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、適宜、評価・検証を行うほか、計画終了年次（令和7年度）に事後評価を行うこととします。

別表 1 (多数の者が利用する特定建築物)

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
学校(上記学校を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの		
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上
ホテル又は旅館		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎 又は下宿		
事務所		
博物館、美術館又は図書館		
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗		
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ2,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物		

別表 2 (要緊急安全確認大規模建築物)

用 途	規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ 5,000 m ² 以上
ポーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗	階数3以上かつ 5,000 m ² 以上
ホテル又は旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館又は図書館	階数3以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ 5,000 m ² 以上
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物	階数1以上かつ 5,000 m ² 以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物

飯島町耐震改修促進計画（平成32年度）事後評価

1. 根拠法令

建築物の耐震改修の促進に関する法律（通称：耐震改修促進法）第6条第1項

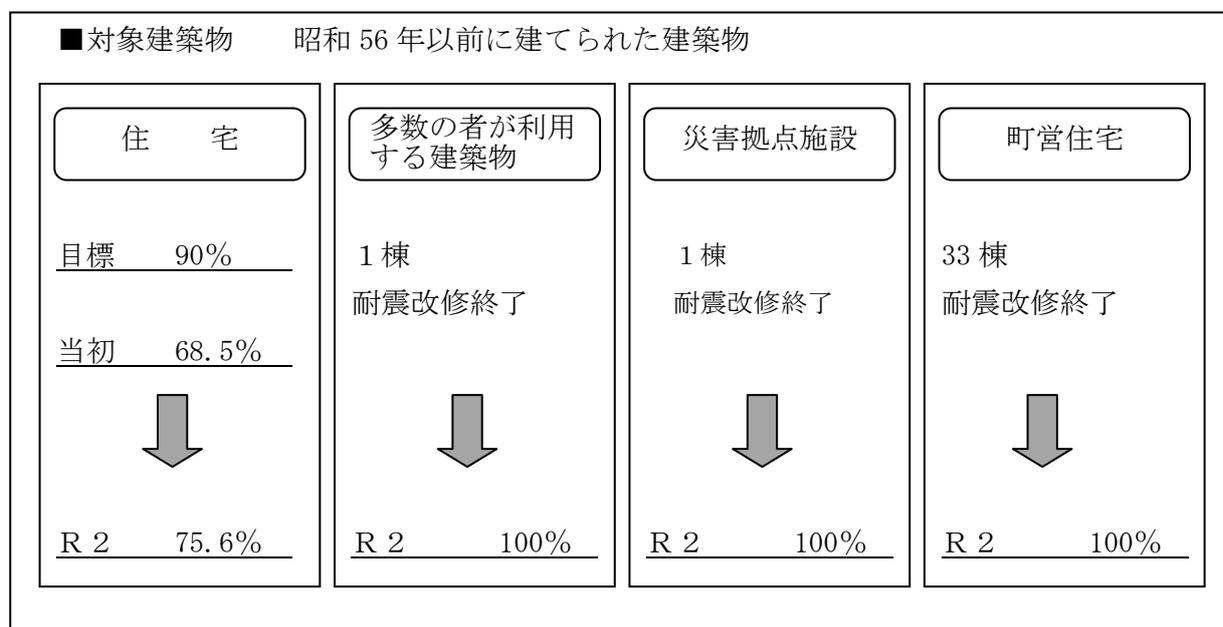
市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努める。

2. 計画の概要

(1) 策定 平成28年3月

(2) 計画期間 平成28年度～平成32年度（令和2年度）

(3) 計画目標と耐震化



3. 計画期間中の補助事業による耐震化の実績

①耐震診断 24件

②耐震改修 5件 ※改修率（H17以降） 17.9%

4. 耐震化を図るための取組み

①耐震診断・耐震改修への財政的支援

②耐震改修事業者リストの公表

③広報紙や行政番組での普及啓発